

【保存版】

使って活かそう！私達の権利

まずは、いろいろな権利を知ることが大事！

権利リーフレット

FTU

福井県教職員組合
2015. 3. 5 発行

これまでの組合運動の成果として、休暇等さまざまな権利を獲得することができましたが、健康に働き続けるため、また、生活を豊かにし、ワーク・ライフ・バランスを実現するためにも、今後はその権利を使って活かすことが必要です。みんなで権利について理解し、だれもが取得しやすい環境づくりを推進していきましょう。また、県教組では、組合員の声を集約し、新たな権利や要件の拡充の運動をすすめます。

年次有給休暇 (年休)	「年休」は、学校運営に支障のある場合を除き、教職員が自由に取得できます。年間20日（4月新採用者は15日）取得できます。 「1日・半日・1時間単位」でとれます。 また、翌年（1月1日～12月31日）に20日間まで繰り越すこともできます。	
病気休暇	「病休」は、教職員が疾病・負傷のために療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得できます。連続7日以上（土日も含む）だと、医師の診断書等が必要になりますが、7日未満なら不要です。短期間の病休では、給料は支給されます（有給休暇）し、昇給にも影響はしませんが、90日を越える場合（特定の疾病は180日以内）は、「病気休職」になります。（悪性新生物・糖尿病・統合失調症等）	
特別休暇	①夏季休暇	7月1日～9月30日の期間に5日間取得できます。特に必要があると認められる場合には1日または4時間ごとに分割することができます。
	②短期介護休暇	負傷、疾病または老齢による要介護者の介護のため、年5日（要介護者が2人の場合は年10日）取得できます。
	③結婚休暇	教職員本人が結婚する日から前5日、後1ヶ月以内に7日まで取得できます。
	④リフレッシュ休暇	勤続年数に応じて、10年1日、20年3日以内、30年5日以内の休暇を取得できます。分割取得はできません。週休日・休日・代休日除く。
	⑤ボランティア休暇	社会貢献活動計画書を提出し、無報酬でボランティア活動を行う場合、年間5日以内取得できます。
	⑥非常災害休暇	教職員の住居が地震・水害・火災などで被害を受けた場合の復旧作業などのため、7日以内の必要な日数が取得できます。
	⑦忌引き休暇	教職員の親族が死亡した場合、葬儀・服喪などのために1日～7日取得できます。
	⑧生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として2日以内（医師が2日を越える期間必要と認める場合はその期間）取得できます。
	⑨骨髄移植休暇	教職員が骨髄液の提供者として検査や入院等が必要なとき、医師の診断書により、必要な期間の休暇を取得できます。
	⑩公民権行使等休暇	教職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会等へ出頭する場合で、出頭通知書の写しを提出すると必要と認める期間の休暇が取得できます。
	⑪慶弔休暇	父母の死亡後15年内において年1日以内取得できます。
	⑫公務・通勤傷病休暇	公務により疾病や負傷した場合、医師の診断書により必要な期間、療養のための休暇が取得できます。
	この他、災害時交通遮断休暇や通信教育のための面接のための休暇なども有給です。	
介護休暇	無給休暇	家族が負傷・疾病または老齢により2週間以上の期間にわたり介護が必要な場合、通算して6ヶ月以内で取得できる休暇です。1日または1時間単位（1日4時間まで）で取得できます。